

## 田原市老人クラブ連合会運営事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人クラブ連合会の運営に要する経費の一部を補助することにより、老人クラブ活動のより一層の活性化を図り、高齢者福祉の向上に資することを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、老人クラブの連合をもって組織する田原市老人クラブ連合会（以下「連合会」という。）とする。

(対象経費及び補助額)

第3条 補助金の対象経費及び補助額は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする連合会（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付決定をするものとする。

2 市長は前項の規定による交付決定において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条の補助金の交付決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 前条の規定により、交付決定の通知を受けた連合会（以下「事業者」という。）は、当該交付決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止（以下「変更等」という。）しようとする場合は、補助事業変更等申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽易な事業内容の変更の場合は、この限りでない。

(変更等の決定の通知)

第8条 市長は、補助事業変更等申請書を受理したときは、第5条及び第6条の規定に準じ、交付決定の変更を決定し、補助事業変更等決定通知書（様式第4号）により事業者に通知するものとする。

(概算払)

第9条 市長は、補助事業の実施に必要と認めた場合は、補助金概算払請求書（様式第5号）に基づいて、補助金の一部又は全部を概算により事業者に交付することができる。

(実績報告書の提出)

第10条 事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、補助事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査する。

2 市長は、前項の審査に基づいて交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第7号）により事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金請求書（様式第8号）に基づいて補助金を事業者に交付するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第13条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反した場合

(2) 補助金を他の用途に使用した場合

(3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められる場合

(4) 実支出額が補助対象経費に比べて減少した場合

(5) 市長の承認を受けないで、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止した場合

(6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があった場合

（遅延利息）

第14条 事業者は、前条の規定の処分により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（関係書類の整備）

第15条 事業者は、補助事業にかかる収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた場合はこの限りでない。

（必要な指示等）

第16条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、その目的を達成するに必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ又はその状況を実地に検査することができる。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年12月19日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年6月11日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1

対象経費	補助額
老人クラブ連合会運営に要する経費	240,000円＋連合会加入会員数×80円（千円未満切り捨て）
次に掲げる特別事業に要する経費の合算額 1 老人クラブの活動別リーダーの育成事業 2 女性役員及びリーダーの育成事業 3 外部からの指導者及び協力者の招聘促進事業 4 高齢者と他世代との交流促進事業 5 会員以外の者のクラブ活動への参加促進事業 6 老人クラブの広報及び加入促進事業 7 老人に関する情報提供及び相談活動 8 その他地域の特性を生かしたモデル的な活動促進事業	240,000円以内で市長が必要と認めた額